別紙2（第3条関係）

別表第1の1⑶により算定される額

別表第1の1（⑶を除く。）により算定される額

2　知的障害者指定施設支援に要する費用の額

1　指定施設支援に要する費用の額は、別表第1知的障害者指定施設支援費単価表1、別表第3により算定した額に別表第2に定める率を乗じ、2から5を加えて算定するものとする。ただし、月の中途で入所又は退所（入院を含む。）した入所者に係る当該月の分の指定施設支援に要する費用の額は、以下の算式により算定するものとする。

×＋

×別表第2に定める率＋別表第1の4により算定される額

×＋別表第1の2、3及び5により算定される額

2　前号の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表第1号

知的障害者指定施設支援費単価表

第1　知的障害者更生施設支援

①　知的障害者更生施設支援費（1月につき）

イ　知的障害者入所更生施設支援費

㈠　定員規模（通所による入所者の定員を除く。）が10人以下の施設（当該施設が本体施設でない場合）

⑴　区分Ａ　　224,100円

⑵　区分Ｂ　　208,100円

⑶　区分Ｃ　　192,100円

㈡　定員規模（通所による入所者の定員を除く。）が10人以下の施設（当該施設が本体施設である場合）

⑴　区分Ａ　　459,900円

⑵　区分Ｂ　　443,900円

⑶　区分Ｃ　　427,900円

㈢　定員規模が11人以上20人以下の施設（当該施設が本体施設でない場合）

⑴　区分Ａ　　215,900円

⑵　区分Ｂ　　207,900円

⑶　区分Ｃ　　199,900円

㈣　定員規模が11人以上20人以下の施設（当該施設が本体施設である場合）

⑴　区分Ａ　　333,100円

⑵　区分Ｂ　　325,100円

⑶　区分Ｃ　　317,100円

㈤　定員規模が30人以上40人以下の施設

⑴　区分Ａ　　317,900円

⑵　区分Ｂ　　290,800円

⑶　区分Ｃ　　252,100円

㈥　定員規模が41人以上60人以下の施設

⑴　区分Ａ　　309,500円

⑵　区分Ｂ　　283,200円

⑶　区分Ｃ　　233,700円

㈦　定員規模が61人以上90人以下の施設

⑴　区分Ａ　　286,000円

⑵　区分Ｂ　　260,100円

⑶　区分Ｃ　　224,500円

㈧　定員規模が91人以上の施設

⑴　区分Ａ　　263,000円

⑵　区分Ｂ　　234,800円

⑶　区分Ｃ　　204,900円

ロ　知的障害者通所更生施設支援費

㈠　通所による指定施設支援を行う場合

⑴　区分Ａ　　135,800円

⑵　区分Ｂ　　127,800円

⑶　区分Ｃ　　119,800円

ハ　指定知的障害者通所更生施設支援費

㈠　定員規模（分場の入所者の定員を除く。以下同じ。）が20人以下の施設

⑴　区分Ａ　　210,600円

⑵　区分Ｂ　　195,200円

⑶　区分Ｃ　　171,900円

㈡　定員規模が21人以上40人以下の施設

⑴　区分Ａ　　167,700円

⑵　区分Ｂ　　157,500円

⑶　区分Ｃ　　136,600円

㈢　定員規模が41人以上60人以下の施設

⑴　区分Ａ　　149,700円

⑵　区分Ｂ　　143,600円

⑶　区分Ｃ　　131,100円

㈣　定員規模が61人以上の施設

⑴　区分Ａ　　128,700円

⑵　区分Ｂ　　124,400円

⑶　区分Ｃ　　115,400円

㈤　分場による指定施設支援を提供する場合

⑴　区分Ａ　　135,800円

⑵　区分Ｂ　　127,800円

⑶　区分Ｃ　　119,800円

注

⑴　指定知的障害者入所更生施設（指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「指定施設支援基準」という。）第2条第1項イに規定する指定知的障害者入所更生施設をいう。以下同じ。）又は指定知的障害者更生施設（指定施設支援基準第2条第1号ロに規定する指定知的障害者通所更生施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第6条第1項に規定する分場を設置する施設にあっては当該分場を含む。以下「指定知的障害者更生施設」という。」において指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分（法第15条の11第3項に規定する身体障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定身体障害者更生施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。

⑵　旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改定する等の法律（平成12年法律第111号）附則第18条第1項に規定する旧措置入居者をいい、法第15条の12第3項に規定する施設支給決定を受けた者を除く。以下同じ。)であって、厚生労働大臣が別に定める者（注⑶において「重度旧措置者」という。）に対し、入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Ａに該当するものとみなして所定額を算定し、それ以外の旧措置入所者に対し、入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Ｃに該当するものとみなして所定額を算定し、旧措置入所者に対し、通所による指定施設支援を行った場合は当該入所者を区分Ｂに該当するものとみなして所定額を算定する。

⑶　区分Ａに該当する者又は重度旧措置者であって、視覚障害、聴覚障害若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）知的障害者又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する者（以下「重複障害者」という。）である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を、通所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき10,300円を所定額に加算する。

⑷　入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

ただし、入院の初日及び最終日は、算定できない。

②　強度行動障害支援加算（1月につき）

⑴　区分Ａの者　　147,200円

⑵　区分Ｂの者　　173,500円

⑶　区分Ｃの者　　223,000円

注

⑴　知的障害者であって、多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練等を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると知的障害者更生相談所が別に定める基準に基づき判定した者について、市町村が認めた者を受入れ、基準省令第4条に規定する員数に加えて、当該指定知的障害者入所更生施設の職務に従事する常勤の生活支援員を2名（加算対象者が4人を超えて2又はその端数を増す毎に1を加えて得た数）、月に1回以上職務に従事する知的障害者の診療に相当の経験を有する医師1名、心理療法担当職員1名以上配置し、かつ居室は原則個室とするとともに、行動改善室、観察室等行動障害の軽減のための各種の指導、訓練を行うために必要な設備を設けているものとして都道府県知事等に届け出た指定知的障害者入所更生施設について、当該対象者1人につき所定額を加算する。

③　入所時特別支援加算　　22,300円

注

新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所日の属する月の翌月（月の初日に入所した場合は、当該月）に、当該対象者1人につき所定額を加算する。

④　退所時特別支援加算　　21,800円

注

⑴　入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所による居宅生活（福祉ホーム、グループホームを含む。）に先立って、知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「基準省令」という。）の人員に関する基準に規定する当該施設に置くべき従業者が、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

⑤　自活訓練支援加算（1月につき）

⑴　同一敷地内の建物で実施する場合　　115,200円

⑵　同一敷地外の建物で実施する場合　　145,500円

注

⑴　知的障害者であって、6か月間の個別訓練を行うことにより、地域社会で就労自立することが可能であると指定知的障害者入所更生施設及び指定知的障害者入所授産施設（以下「指定知的障害者入所更生施設等」という。）の施設長の意見に基づき市町村が認めた者について、地域生活移行のための別に定める自活のための訓練（以下「自活訓練」という。）を行うため、生活支援員を常勤換算方法で1名配置し、原則として当該自活訓練を実施する施設の敷地内に独立した建物を確保し、居室は原則個室とするとともに通常の生活に必要な設備を設けているものとして、都道府県知事等に届け出た指定知的障害者入所更生施設等が自活訓練を行った場合に、当該対象者1人につき6月間に限所定額を加算する。

⑵　ただし、一支給決定期間中1回（更に継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあっては、2回）を限度として算定する。

※　訓練の実績は、毎年度末に都道府県知事に届け出ることとする。また、自活訓練支援を開始後３年目以降について、過去2ヵ年度の訓練修了者のうち1人以上の者が退所していない場合は、その翌年度及び翌々年度については自活訓練支援を算定することはできない。

第2　知的障害者授産施設支援

①　知的障害者授産施設支援費（1月につき）

イ　指定特定知的障害者入所授産施設支援費

㈠　定員規模が40人以下の施設

⑴　区分Ａ　　312,400円

⑵　区分Ｂ　　295,900円

⑶　区分Ｃ　　268,300円

㈡　定員規模が41人以上60人以下の施設

⑴　区分Ａ　　286,100円

⑵　区分Ｂ　　272,900円

⑶　区分Ｃ　　246,500円

㈢　定員規模が61人以上90人以下の施設

⑴　区分Ａ　　254,900円

⑵　区分Ｂ　　247,700円

⑶　区分Ｃ　　228,700円

㈣　定員規模が90人以上の施設

⑴　区分Ａ　　234,300円

⑵　区分Ｂ　　222,800円

⑶　区分Ｃ　　204,500円

㈤　分場による指定施設支援を提供する場合

⑴　区分Ａ　　135,800円

⑵　区分Ｂ　　127,800円

⑶　区分Ｃ　　119,800円

ロ　指定特定知的障害者通所授産施設支援費

㈠　定員規模が20人の施設

⑴　区分Ａ　　219,300円

⑵　区分Ｂ　　203,400円

⑶　区分Ｃ　　187,400円

㈡　定員規模が21人以上40人以下の施設

⑴　区分Ａ　　173,600円

⑵　区分Ｂ　　163,000円

⑶　区分Ｃ　　152,300円

㈢　定員規模が41人以上60人以下の施設

⑴　区分Ａ　　153,000円

⑵　区分Ｂ　　146,600円

⑶　区分Ｃ　　140,300円

㈣　定員規模が61人以上の施設

⑴　区分Ａ　　131,200円

⑵　区分Ｂ　　126,600円

⑶　区分Ｃ　　122,000円

㈤　分場による指定施設支援を提供する場合

⑴　区分Ａ　　135,800円

⑵　区分Ｂ　　127,800円

⑶　区分Ｃ　　119,800円

注

⑴　指定知的障害者入所授産施設（指定施設支援基準第2条第2号イに規定する指定知的障害者入所授産施設をいう。）又は指定特定知的障害者通所授産施設（指定施設支援基準第2条第2号ロに規定する指定特定知的障害者通所授産施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第47条第1項に規定する分場を含む。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定特定知的障害者療護施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。

⑵　旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改定する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第1項に規定する旧措置入居者をいい、法第17条の11第3項に規定する施設支給決定を受けた者を除く。以下同じ。）に対し、知的障害者授産施設において、入所の指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Ｂに該当するものとみなして所定額を算定する。

⑶　区分Ａに該当する者であって重複障害者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を、通所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき10,300円を所定額に加算する。

⑷　入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する

②　入所時特別支援加算　　22,300円

注

新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所日の属する月の翌月（月の初日に入所した場合は、当該月）に、当該対象者1人につき所定額を加算する。

③　退所時特別支援加算　　21,800円

注

⑴　入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所による居宅生活（福祉ホーム、グループホームを含む。）に先立って、指定施設支援基準第3章第2節の規定により当該施設に置くべき従業者が、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

④　自活訓練支援加算（1月につき）

⑴　同一敷地内の建物で実施する場合　　115,200円

⑵　同一敷地外の建物で実施する場合　　145,500円

注

⑴　知的障害者であって、６か月間の個別訓練を行うことにより、地域社会で就労自立することが可能であると指定特定知的障害者入所授産施設の施設長の意見に基づき市町村が認めた者について、地域生活移行のための別に定める自活のための訓練（以下「自活訓練」という。）を行うため、生活支援員を常勤換算方法で1名配置し、原則として当該自活訓練を実施する施設の敷地内に独立した建物を確保し、居室は原則個室とするとともに通常の生活に必要な設備を設けているものとして、都道府県知事等に届け出た指定知的障害者入所更生施設等が自活訓練を行った場合に、当該対象者1人につき6月間に限所定額を加算する。

⑵　ただし、一支給決定期間中1回（更に継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあっては、2回）を限度として算定する。

※　訓練の実績は、毎年度末に都道府県知事に届け出ることとする。また、自活訓練支援を開始後３年目以降について、過去2ヵ年度の訓練修了者のうち1人以上の者が退所していない場合は、その翌年度及び翌々年度については自活訓練支援を算定することはできない。

第3　知的障害者通勤寮支援

①　知的障害者通勤寮支援費（1月につき）

イ　知的障害者通勤寮施設支援費

⑴　区分Ａ　　106,600円

⑵　区分Ｂ　　 99,400円

⑶　区分Ｃ　　 92,300円

注

⑴　指定知的障害者通勤寮（指定施設支援基準第2条第3号に規定する指定知的障害者通勤寮をいう。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定特定知的障害者通勤寮の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。

⑵　旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改定する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第1項に規定する旧措置入居者をいい、法第17条の11第3項に規定する施設支給決定を受けた者を除く。以下同じ。）に対し、知的障害者通勤寮において、入所の指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Ｂに該当するものとみなして所定額を算定する。

⑶　入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

②　入所時特別支援加算　　22,300円

注

新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所日の属する月の翌月（月の初日に入所した場合は、当該月）に、当該対象者1人につき所定額を加算する。

③　退所時特別支援加算　　21,800円

注

⑴　入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所による居宅生活（福祉ホーム、グループホームを含む。）に先立って、指定施設支援基準第3章第2節の規定により当該施設に置くべき従業者が、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

第4　心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援

①　心身障害者福祉協会福祉施設支援費（1月につき）

イ　心身障害者福祉協会が設置する福祉施設支援費

⑴　区分Ａ　　253,800円

⑵　区分Ｂ　　226,600円

⑶　区分Ｃ　　197,700円

ロ　心身障害者福祉協会が設置する福祉施設支援費（通所の部）

⑴　区分Ａ　　131,000円

⑵　区分Ｂ　　123,300円

⑶　区分Ｃ　　115,600円

注

⑴　心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）に規定する福祉施設（注⑶において「福祉施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし福祉施設旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改定する等の法律（平成12年法律第111号）の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成14年厚生労働省令第83号）附則第4条第1項に規定する福祉施設旧措置入居者をいう。注⑵において同じ。）に対し、指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Ａに該当するものとみなして所定額を算定する。

⑵　区分Ａに該当する者又は福祉施設入所者であって重複障害者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を、通所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき10,300円を所定額に加算する。

⑶　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て、指定施設支援を行った場合は、強度行動障害特別支援加算として、当該入所者の知的障害程度区分に応じて、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。

(ｲ)　区分Ａ　　147,200円

(ﾛ)　区分Ｂ　　173,500円

(ﾊ)　区分Ｃ　　223,000円

⑷　入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

②　入所時特別支援加算　　22,300円

注

新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所日の属する月の翌月（月の初日に入所した場合は、当該月）に、当該対象者1人につき所定額を加算する。

③　退所時特別支援加算　　21,800円

注

⑴　入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所による居宅生活（福祉ホーム、グループホームを含む。）に先立って、福祉施設の従業者のいずれかの職種の者が、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

④　自活訓練支援加算（1月につき）

⑴　同一敷地内の建物で実施する場合　　115,200円

⑵　同一敷地外の建物で実施する場合　　145,500円

注

⑴　知的障害者であって、６か月間の個別訓練を行うことにより、地域社会で就労自立することが可能であると心身障害者福祉協会の理事長の意見に基づき市町村が認めた者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、都道府県知事等に届け出て、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する必要な自活訓練を行った場合に、当該対象者1人につき6月間に限所定額を加算する。

⑵　ただし、一支給決定期間中1回（更に継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあっては、2回）を限度として算定する。

※　訓練の実績は、毎年度末に都道府県知事に届け出ることとする。また、自活訓練支援を開始後３年目以降について、過去2ヵ年度の訓練修了者のうち1人以上の者が退所していない場合は、その翌年度及び翌々年度については自活訓練支援を算定することはできない。

別表第2

特別区

知的障害者入所更生施設支援　　1000分の1080

知的障害者通所更生施設支援　　1000分の1086

知的障害者入所授産施設支援　　1000分の1080

知的障害者通所授産施設支援　　1000分の1080

知的障害者通勤寮施設支援　　　1000分の1048

特甲地

知的障害者入所更生施設支援　　1000分の1067

知的障害者通所更生施設支援　　1000分の1072

知的障害者入所授産施設支援　　1000分の1067

知的障害者通所授産施設支援　　1000分の1067

知的障害者通勤寮施設支援　　　1000分の1040

甲地

知的障害者入所更生施設支援　　1000分の1040

知的障害者通所更生施設支援　　1000分の1043

知的障害者入所授産施設支援　　1000分の1040

知的障害者通所授産施設支援　　1000分の1040

知的障害者通勤寮施設支援　　　1000分の1024

乙地

知的障害者入所更生施設支援　　1000分の1020

知的障害者通所更生施設支援　　1000分の1022

知的障害者入所授産施設支援　　1000分の1020

知的障害者通所授産施設支援　　1000分の1020

知的障害者通勤寮施設支援　　　1000分の1012

丙地

知的障害者入所更生施設支援　　1000分の1000

知的障害者通所更生施設支援　　1000分の1000

知的障害者入所授産施設支援　　1000分の1000

知的障害者通所授産施設支援　　1000分の1000

知的障害者通勤寮施設支援　　　1000分の1000

(注)　級地区分は、次によること。

1　特別区は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9―49「調整手当」別表第1の支給区分が甲地とされている地域のうち、東京都特別区をいう。

2　特甲地は、人事院規則9―49「調整手当」別表第1及び人事院規則9―49―16（人事院規則9―49（調整手当）等の一部を改正する人事院規則）附則別表（以下「附則別表」という。）の支給区分が甲地とされている地域のうち、支給割合が100分の10とされている地域及び人事院規則9―49―16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域並びに逗子市、大阪府忠岡町とする。

3　甲地は、人事院規則9―49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分が甲地（1及び2の地域を除く。）に属する地域及び人事院規則9―49―16附則第5項により、甲地域から乙地域に変更となった地域をいう。

4　乙地は、人事院規則9―49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分の乙地に属する地域及び人事院規則9―49―16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域並びに蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、上福岡市、富士見市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、川西市、広島県府中町とする。

5　丙地は、特別区、特甲地、甲地及び乙地以外の地域をいう。